

京都駅八条口旅客自動車待機場等条例の一部を改正する条例（平成31年3月28日京都市条例第111号）（都市計画局歩くまち京都推進室）

消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、京都駅八条口貸切バス乗降場の利用料金の上限額を次のとおり改定することとしました。

区 分	利 用 料 金			
	改 正 前		改 正 後	
京 都 駅 八 条 口 貸 切 バ ス 乗 降 場	午前6時から 午後6時まで に入場	20分までごとに 2,000円	午前6時から 午後6時まで に入場	20分までごとに <u>2,030円</u>
	午後6時から 午前6時まで に入場	20分までごとに 1,000円	午後6時から 午前6時まで に入場	20分までごとに <u>1,010円</u>

この条例は、平成31年10月1日から施行することとしました。

京都駅八条口旅客自動車待機場等条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川大作

京都市条例第111号

京都駅八条口旅客自動車待機場等条例の一部を改正する条例

京都駅八条口旅客自動車待機場等条例の一部を次のように改正する。

別表第3 京都駅八条口貸切バス乗降場の項中「2,000円」を「2,030円」に、「1,000円」を「1,010円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の京都駅八条口旅客自動車待機場等条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による京都駅八条口貸切バス乗降場の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に入場させる貸切バスの京都駅八条口貸切バス乗降場の利用に係る料金について適用し、同日前に入場させる貸切バスの京都駅八条口貸切バス乗降場の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(都市計画局歩くまち京都推進室)